

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例 (平成 28 年滋賀県条例第 63 号) 等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、地方自治法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(本則関係)

ア 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例

イ 滋賀県公営企業の設置等に関する条例 (昭和 43 年滋賀県条例第 22 号)

ウ 滋賀県病院事業の設置等に関する条例 (昭和 51 年滋賀県条例第 18 号)

エ 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例 (平成 30 年滋賀県条例第 43 号)

(2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)  <u>第243条の2第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)  <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第10条まで 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)  <u>第243条の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条から第10条まで 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)  <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>以下 省略</p>